

[平成27年 6月11日総務建設常任委員会-06月11日-01号]

◆中道 委員 おはようございます。通告に従って、質問をさせていただきます。

4年に一度の改選がありまして、初めての委員会ということで、所管事項について質問させていただきます。

統一地方選挙前半戦が終わりまして2カ月ということで、我々、前半戦、後半戦、戦わさせていただきますまして、特に我々の選挙、後半戦の27人の候補者の中で勝ち抜いて、こうして議員活動をさせていただくことに心より感謝を申し上げまして質問に移らせていただきたいと思います。

先日の各派代表者会議におきまして、大阪府議会議員の選挙の投票管理者への立候補者の届出状況報告の誤送付についての理事者報告をされたわけですが、その経緯と選挙管理委員会の事務局の対応について、いま一度教えていただけますでしょうか。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 誤送付についての経緯と選挙管理委員会事務局の対応についてでございますが、大阪府議会議員選挙の告示日である4月3日の立候補届が終了した後、公職選挙法施行令の規定により、投票管理者32人に対して候補者の届出状況報告書を郵送により送付いたしました。立候補を届け出られた3候補者のうち、共産党と大阪維新の会から立候補された2人の所属党派と現職と新人の区別を逆に記載していたものです。

4月6日の午後に投票管理者等の指摘により判明いたしましたので、対応といたしましては、速やかに全ての投票管理者に電話連絡をさせていただいた上で戸別訪問を行い、訂正文書を改めて配付し、差しかえを行いました。

◆中道 委員 訂正文書を改めて配付されたということですが、その報告書を送付されたのは、選挙管理者32人だけであったのかどうか、お教えてください。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 選挙管理委員会が選任いたしました各投票所の投票管理者32人だけでございます。

◆中道 委員 その投票管理者は、各投票所の最高責任者を務める方と認識しておりますが、その職責等についてお教えてください。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 投票管理者は、投票所の最高責任者であって、投票立会人の立ち会いのもとに、投票事務従事者を指揮監督して、投票事務を公正的確に処理し、選挙人が自由な意思によって投票できるよう努めていただいております。

また、公職選挙法に基づき、在職中は選挙運動が禁止されており、その職責から、投票事務の管理・執行に当たっては、投票の秘密保持に特に配慮していただいております。

◆中道 委員 投票の秘密保持ということで、投票管理者には、公職選挙法によりまして一定の制限が課せられており、秘密保持に配慮するということではありますが、公務員に準ずるような立場の方と思いますが、その投票管理者の方々もこの件に関しまして一定の理解をいただいているのかどうか、教えていただけますでしょうか。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 問題発生後の電話連絡と訂正文書を速やかに差しかえたことにより、御理解を示していただいております。

◆中道 委員 わかりました。それでは、各陣営の対応についてはどうでしたか、教えていただけますでしょうか。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 4月10日に選挙管理委員会の委員長、委員長代理、委員及び事務局長、課長補佐の5名で3陣営の選挙事務所を訪問させていただき、文書により、候補者の届出状況報告書の誤送付についての説明を行うとともに、今後このようなことがないように再発防止に努め、適切な選挙事務を執行していく所存であることをお伝えいたしました。

◆中道 委員 投票管理者への説明と文書の差しかえを4月6日に行われたということで、各陣営の説明は4月10日に行っているということで、その間、4日間も期間が空いていますが、その理由について教えていただけますでしょうか。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 選挙管理委員会事務局といたしましては、候補者の届出状況報告書を送付した投票立会人32人全ての方に電話連絡と戸別に訪問しての文書の差しかえを行いましたので、誤送付の問題は解決したものと考えておりました。しかしながら、4月9日に報道各社からの電話取材があり、10日の朝刊に新聞報道されましたので、各陣営にも御心配をおかけしていると判断し、10日に御説明に伺いました。

◆中道 委員 この誤送付となった原因と今後の再発防止策について説明していただけますでしょうか。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 今回の誤送付の原因についてであります、投票管理者に対する候補者の届出状況報告書送付についての起案決裁が終わった後に、担当者が手違いにより、起案文書に添付していた文書とは違う文書を印刷し、内容のチェックを怠り、封入し、投函してしまったことにより発生したものでございます。

候補者の届出状況報告書はエクセルで作成しており、起案文書作成に当たり、事前審査の段階で準備した報告書をコピーし、届出番号順に入れかえたところ、所属党派と現職と新人の区別を逆に表示するよう誤った数式が入力されていたため、そのシートをもう一度、別のシートにコピーした上で、その誤りを直接入力により修正し、起案に添付いたしました。しかし、誤った数式が入力されていたシートを削除せず、そのままの状態での保存していたことが今回の原因の一つであると考えております。

次に、今後の再発防止策といたしましては、4月26日執行の市議会議員選挙の選挙事務からチェック体制を強化するなど適切な選挙事務執行を行っております。

◆中道 委員 はい、わかりました。まあまあ事務的なパソコンの変換ミス、単純ミスだということではありますが、しかし、問題は問題であります。今回は投票管理者の32名だけに対しての文書であり、速やかに連絡を行い、訂正文書を差しかえることができたように思われますが、全市民宛ての文書ではそういうわけにはいかないように思います。今後は二度とこのようなことが発生しないように、さらにチェック体制を強化していただき

まして、再発防止に努め、適切な選挙事務を執行していただきたいと思います。

それと、次に、選挙管理委員会では、選挙執行に当たり、さまざまな事務改善を図られていると思いますが、開票時間を短縮させるように努めておられることではありますが、この開票時間、開票作業についてどういう状況になっているか、お教えいただけますでしょうか。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 本市は、平成25年7月の参議院議員通常選挙まで、毎回、開票終了時刻が府内において最後から数えたほうが早い状況にありました。そのようなことから、平成26年12月の衆議院議員総選挙から開票作業等を全面的に見直しを行いました。

これまでの開票作業は、開被係、点検係、計数結束係という係単位で人員を配置していましたが、この方法では、各自の役割としては明確になる反面、他の係の応援ができず、時間、人員を有効に使えていなかった側面もありました。そこで、係制を廃止し、開被から点検、点検から計数結束というように票が流れるとともに、開票従事者が移動しながら、役割をかえ、作業を行っていく体制としました。また、開票事務従事者をグループ分けし、各グループにリーダーを配置し、適宜的確な指示を行うことによって、作業が確実にスムーズに行うことができるようにいたしました。

衆議院議員総選挙は、解散から公示までの期間が非常に短期間であったため、選挙事務を担当していただく職員に対する説明会も十分に行うことができない状況でありましたが、前回の平成24年の衆議院議員総選挙の開票時間と比べて、小選挙区で1時間29分、比例代表で45分、国民審査で1時間10分短縮することができ、執行経費につきましても約770万円強の削減を行うことができました。

統一地方選挙では、説明会の資料の内容をさらに充実させ、回数も十分に設定し、より正確に、より早くを実践していきたいという思いで臨みました。その結果、大阪府議会議員選挙は、前回よりも約35分、終了時刻を短縮することができました。

選挙管理委員会事務局といたしましては、公職選挙法第6条2項に定める「選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならない」の実現のため、開票の迅速化と事務経費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

◆中道 委員 開票の迅速化と事務経費の削減ということがよくわかりました。選挙事務は短時間で膨大な事務を処理する必要があります。その中で先ほど報告があった誤送付などのミスもありますが、しっかりとした事務改善にも取り組んでいただけているということがわかりました。今後とも引き続き改善に努めるようお願いいたします。

◆吉水 委員 通告、とりあえず2件しているんですけども、今、議長と委員長にとりあえずお示した、それは何を示すかといいますと、私がこの1番目に書いてある大阪府議会議員選挙についてというこの項目の中で、候補者の届出状況報告書の誤送付についてということ質問するということを経管に通告したんですね。そして、打ち合わせした答弁書がここにあるんですね。私、中道委員のこの質問項目を見て、もうちょっとまいことやればいいのと思ったぐらい非常に残念ですよ。中道委員が、私が候補者の届出状況報告書の誤送付についてということを経管に質問するということを経管に通告して、そして、中身を打ち合わせをしたそのままの答弁も含めて中道委員が質問されているんです、午前中に。経管、これどういうことなんですか、一回ちょっと見解を聞かせてください。

◎渡辺 行政委員会総合事務局長 吉水委員から、この形で質問をするということをお聞きして、中道委員のほうからも質問するということをお聞きして、答弁書を作成いたしました。

◆吉水 委員 それにしても、結局、私、ここに書いてある今先ほどお示した質問項目の候補者の届出状況報告書の誤送付について、全く一字一句違わないじゃないですか。こういうことがあるんですか。

◎渡辺 行政委員会総合事務局長 中道委員のほうからは、先日の各派代表者会議で報告させていただいた経緯についてお聞きしたいということをお伺いいたしました。

◆吉水 委員 しかし、中身もさっき質問された中身と私に答弁されている中身と質問も一緒ですよ。若干質問してない項目は別としてですよ。余りにもでき過ぎではないですか。

◎渡辺 行政委員会総合事務局長 中道委員の質問については、事の流れを一問一答形式でお聞きになりましたので、このように答弁書を作成いたしました。

◆吉水 委員 これに関しては、これ以上言いませんよ。お互いにやっぱり議員ですから、言いたいことはたくさんあって、共通する部分もあるでしょう。しかし、事前の打ち合わせをして、質問を聞かせてくれという質問を聞いて、この質問と同じ項目で、同じ一字一句違わないような通告をされて、そして、なおかつ、答弁も私にする答弁と同じということになれば、どないいったらいいんですか。理事者不審に陥ってもしようがないじゃないですか。ですから、もうこれ以上はもう言いません、このことに関してはですよ。しかし、余りにもひどいじゃないですかこれ。まずそれを指摘しておきます。

実際、その誤報告、要するに誤送付ですが、これについての経過、先ほどおっしゃってました。しかし、実際に4月3日の日に発送して、発送というか、要するに封をして、そして、着いたのが6日ですね。6日にある人から私のところに連絡が入って、私が直接、これ間違いと違うか、おかしいじゃないかと指摘したんですね。これ事実ですね。

◎渡辺 行政委員会総合事務局長 そうでございます。

◆吉水 委員 それが、これは選挙管理委員会としてはあってはならないことではないかと、公平・公正ということが原則の経管がこういう間違いをしては大変な問題ではない

かということ指摘して、法的なことも考えないかもしかもしれん状況になるでということまで言って、私は帰りました。

しかし、実際に動き始めたのは、私が指摘したら、6日、7日で全部差しかえましたということなんですけどね。それはそれでよろしいわね、当然間違っているわけですから。しかし、現実問題として、間違っているその書類を差しかえるのに、選管委員長の判こが公印として押してあって、そして、現実に事務処理番号が4月3日付の分があったんです。しかし、差しかえの持っていった文書には、事務処理番号も何も入らずに、電話で先ほどおっしゃっていましたように、一応これで間違っていましたから、これ差しかえてくださいよというて全部取りかえましたということなんです。しかし、現実問題として、公文書としての扱いというのではなくて、事務処理番号も何で入れなんだんやということ指摘したんですけども、それに関しては全く回答がないんですね。ということは、平たく言ったら、この1枚目の表紙は合っています。これは要するに立会人に全部送りましたということなんです。2枚目のこの中の、書類が間違っておりましたから、済みません、これ取りかえてくださいよというて、当然、各家を回って32人のところを回った中でこれを取りかえているわけですよ。そして、当然事務局もこれを取りかえましたということで差しかえているんです。そして、ファイルされたら、現実に間違った事実はどこに出るんですか、どこに残るんですか。ですから、私は、当然差しかえるときのそれに何で公印も含めて事務処理番号を入れなんだんやということ指摘したんですよ。全く証拠が残らないじゃないですか。まず、それが一つ、どうなんですか。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 今回の候補者の届出状況報告書の誤送付は、まず初めに、文書番号をつけた公文書と候補者氏名等を記載した報告書の合計2部を投票管理者に送付したものです。

報告書に誤りが発覚した時点で、できるだけ速やかに対応する必要があるため、差しかえの文書につきましては、事務局内の決裁で対応できる事務連絡文書といたしました。

◆吉水 委員 しかし、差しかえた後、例えばちゃんとしたわび状とか、こういう間違いがありましたとか、それを公文書で出しましたですか。全く出てないじゃないですか。ということは、差しかえてしまったらそれでしまいやったんじゃないですか。

まず、そこを指摘した上で、6日におかしいということで指摘して、そして、現実に動き出したのが10日なんです。先ほどは要するに速やかに差しかえたから、これで済んだと思っていたから、ですから、10日までは何も動かなんたとおっしゃっていました。しかし、現実に9日に産経新聞がインターネットで午前中に10時半ぐらいにぱっと載せたんですよ。配信されたことを受けて、各社とも、えっ、おいちよつと待てということ取材が入ったと。そこで慌てて、各社が来たので、対応として、それから10日の朝刊に載った。それを受けて、各それぞれに実はこういう事実がありましたということ報告しているんですね、各事務所、もしくは幹事長とか、関係者にですよ。ということは、その6日から10日まで何で動かなんたんですか。もう一回答えてください。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐　　まず、1点目の御質問の差しかえた後、わび状、間違いがあったという公文書を出したかにつきましては、投票管理者の方につきましては、事務連絡文書でしか御連絡はしていないところでございます。

2点目ですけれども、6日、指摘があって動き出したのが10日というような理由なんですけれども、先ほど中道委員に御答弁申し上げましたとおり、選挙管理委員会といたしましては、6日と7日の両日におきまして、投票管理者の全ての方に戸別訪問いたしまして、文書の差しかえを行いましたので、事務処理としましては、そこで完結しているというふうに判断をいたしております。

ところが、委員御指摘ありましたとおり、9日に報道各社からの取材があり、10日には新聞報道がされましたので、各陣営の関係者の方にも御心配をおかけしたということで選挙事務所のほうにお伺いしたということでございます。

◆吉水 委員　　ということは、今、ちょうどくしくもおっしゃいましたですけども、事務処理は済んだというふうに解釈していた。しかし、マスコミが嗅ぎつけて、要するに表に出たから、各それぞれの関係者のところへ行って、わび状を出して頭を下げたと、これ事実ですね。ということは、裏を返せば、マスコミが出さなんだら、この話は表に出なかったことになるじゃないですか。違いますか、もう一回答えてください。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐　　当該候補者の届出状況報告書ですけれども、投票管理者32人にのみ配付されたものでございまして、内部として処理ができたというふうに判断をしております。

◆吉水 委員　　そやから言っているでしょう。内部はどっちゃでもよろしいがな。32人も市民ですよ。守秘義務があるからということで漏れないと限らないではないですか。ましてあってはならない大きなミスではないですか。これ一般市民が間違っただうしたこうしたとはわけが違うんですよ。選挙管理委員会が、それこそ本当に公平・公正でなかったらいかん選挙管理委員会が、選挙管理委員長の名前で公文書を出しといて、間違っていましたと、しかし、後の差しかえには、文書番号も入らない非公式的なものを出しといて、そして、証拠が残らないような形をとって、事務処理は全部済みましたと、これで本当に済むんですか。その後、マスコミが動いたからこの話が表に出たということになるわけですよ。しかし、マスコミに出て公に市民の知るところとなって、選挙管理委員会の委員長が、例えば公式な会見を開いて、えらい失敗をしました、申しわけなかったです、一言でもわびを入れましたですか。何にもないじゃないですか。選挙管理委員長というのはそんな何にもせんでもいいんですかこれで、どうなんですか。

◎渡辺 行政委員会総合事務局長　　先ほども申しましたように、選挙管理委員会といたしましては、速やかに文書の差しかえを行い、この件については終結したというふうに考えておりました。

以上でございます。

◆吉水 委員　　何ぼ見解の相違といたって、実際にもしかして、これ当然局長なんか

も同席しているところで、選挙管理委員会の委員長が、まだ被害は出てへんやないかと、私らに対して発言されていますよ。そこまでおっしゃっていて、間違っただけを隠している、マスコミが嗅ぎつけたから表に出た、これでほんまに公正・公平なんですか。まして全部済んだ済んだと言うて実際には何にも処理されてないじゃないですかこれ。表に対してのちゃんとしたけじめも何もつけてないじゃないですか。それで本当に済んだんですか。これちょっと選管の委員長がそうずっと言っている、局長はこう言うているけど、そこいらはどうなんですか。副市長なんかはどない思いますか、実際問題として。もしかして、これが原因ではと言いませんけども、被害が出てないと選管の委員長まで発言していて、被害が出たときというのは、当然選挙で負けたときですよ。そのときは誰がそれこそどない責任をとるんですか。選管としては、当然信用して公平・公正というのが原則ではないですか。それを間違っておりながら、あつてはならないこと。ましてマスコミに出たから、仕方なしで各陣営を回ったと、こんな事実を目の前にして、それで事務処理が済んだと言えるんですかこれ。もうちょっとはつきりほんまに人の話を、そこらどうですか、川本副市長でもいいです、ちょっと責任者としてはつきり言ってください。

◎川本 副市長　　まずは、選挙管理委員会の件ということになります。選挙管理委員の皆さんにつきましては、確かに議会の中で選出された委員ということになりますので、責任がどうかということについては、なかなか我々としても難しいところがあるというのがまず1点、お話のほうをさせといていただきたいなというふうに思っております。

ただ、先ほどから選挙管理委員会のほうの答弁を聞かせていただき、また、報告のほうも聞かせていただいております。我々としても、この件につきましては、それぞれの時折に報告のほうは聞かせていただいておりますけれども、当初、非常に早い段階で、吉水委員のほうも先ほど言っていただきましたけれども、市の対応についていろいろ御心配をいただくということで情報提供をいただいたというふうには思っておりますけれども、それ以外にも投票管理者のほうからも情報が入りまして、そのすぐに対応を選挙管理委員会としてはしていただいた。そのあたりにつきましては、選挙管理委員長として、そのあたりについてリーダーシップを発揮していただいたのかなというふうに考えております。

なお、そのことについては、さまざまに大阪府の選挙管理委員会等々ともいろいろと協議のほうもしていただいているというふうに聞いておりますので、その中で選挙、いわゆる公職選挙法等の問題についても十分クリアをしているというふうな形での報告も受けているところでございます。

そういった中で、選挙管理委員会としては、この1年、さまざまの点で、先ほどの御答弁もありましたけれども、業務改善等々していただくということでございますので、我々、一般的には、今の委員長がよりリーダーシップをとっていただく中で、より厳正に対応していただく。もちろん御指摘のとおり、ミスがあつてはこれいけないわけであつて、非常に選挙という大きな中では、何もミスのない業務遂行というのがまず非常に大切であるわけでございますけれども、今後ともそういったことを厳正に管理監督もしていただきたいなが

ら、実際しっかり取り組んでいただくことで責任についても果たしていただけるものと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

◆吉水 委員　ぐだぐだと答弁されましたけどね、実際問題として、マスコミに嗅ぎつけられるまで言わなかったこの体質というのは、責任を問われてしかるべきではないですか。さっきから言っているように、改良したとか、時間が早くなったとかいろいろありますやろ。みんな一生懸命頑張っているわけやから、そのあたりは評価しますよ。しかし、少なくとも私が6日の日に指摘して、当然、6日、7日で済んだというんだったら、逆にそれらしき人といったら失礼ですけど、各議員の会派の幹事長なりなんなりに、こういう事実があって、そしてこういう措置をしました、これで一応了解してくださいというふうな話があってしかるべきではないですか。そんなことも何もせんといて、もうこれで事務処理が済んだって自分らだけで思っている。そして、結局は産経新聞に嗅ぎつけられて、そしてばあとなったと。しかし、その差しかえた文書なんていうのは、全く事務処理番号も入れてないような非公文書というか、ちゃんとそれさえ入っていたら、そうしたら後の人が見て、このときの送ったのはこれやなど、1枚目を見て、それで、ああ間違いがあったから、これとこれを差しかえましたという文書が入っていれば、ああここで間違っていたんやと記録が残るじゃないですか。そういうことなんかもせずに、ただ、選管の内部の事務処理をした、それで済んだ、そして公式な表明はひとつもせなんだと。今、副市長がおっしゃっていたように、これで一応、府のほうの選管にも問い合わせした、それは具体的に被害が出てないから、公職選挙法でひっかかるのかどうかわかりませんよ。しかし、逆に被害が出た段階で被害届を出したら、明らかに公職選挙法にひっかかりまっしゃろ。それぐらい重たいものじゃないんですかこれ。それを言っているわけですわ。そやから、さっきから言っているように、事務処理は済んだから、これでもう堪忍してくれやということであれば、当然それを速やかにみんなに知らしめて、まして選管の委員長として青野君がちゃんと出てくるところへ出て記者会見でもやるべきではないですか。そのように言っているんですよ。もう一回答弁ください。

◎渡辺 行政委員会総合事務局長　先ほどの答弁でも申しましたように、誤送付問題につきましては、投票管理者32人全ての方に一定の御理解をいただき、解決したものと考えておりました。

以上です。

◆吉水 委員　もうこれ以上言っても無理ですわな、誰も謝ろうとせんのやから。しかし、大変な問題だということは皆、認識せなんだらあかんのと違うのか。それをはっきり指摘しておきますわ。

それと、中道委員は、改革がどうのとそっちのほうの質問をされていましたから、私、また観点を変えてちょっと別なことを聞きますわ。

第1回のマスコミに流したのが10時ですよ、広報として。そして、40%弱切れたぐらいの開票率で発表しているんですね。そして、NHKが流したのが11時過ぎていまし



たね。その間、ひとつも門真として正式な発表はしてないんですよ。公職選挙法の第6条、それには、速やかに状況を報告すると、広報するべきと書いてあるんですよ、何でせなんだんですか。そのあたり言ってください。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 門真市選挙管理委員会では、大阪府議会議員選挙の開票時における中間発表につきましては、1回目を10時に行い、それ以降は45分ごとに実施する予定にしておりました。結果的に10時31分に開票作業が終了したため、中間発表は1回目の10時だけとなりました。

開票作業終了後、開票録に選挙長及び開票立会人から署名捺印をいただいた上、大阪府選挙管理委員会に開票録点検をしてもらい、点検確認終了の連絡を受けた後、午後11時ごろに秘書広報課を通じて報道に対して開票結果を情報提供いたしました。

◆吉水 委員 10時に発表して、10時31分にはもう開票は全部済んだと今おっしゃっていますよね。45分刻みで発表するつもりだったと、そうしたら10時31分にはもう開票は全部済みましたと言っておるわけですわ。あと当然選管のいろんなチェックが残っているから、確認作業が残っているから時間がかかったと、それはわかりますよ。しかし、誰が考えても、10時31分に開票が100%済んだとすれば、間違いはともかくとして、例えば70%とか80%とか90%あたりで、1回目、2回目ではなくて、45分待たんでも、状況から見たら、もう開票が済んでいるんやから、当然済んだ段階で、確定ではないですけどもというただし書きを入れて、そして、マスコミに流すべきだったのではないですか。そういうことをせずに、各市はどんどんNHKのテロップで流れて、当確、当確と出ていたじゃないですか。門真はそういうことをやる必要はなかったんですか。非常におかしな広報のあり方だったんじゃないですか。31分に済んでおりながら、何でそのときに即マスコミに流さなんだんですか、答弁ください。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 先ほども御答弁申し上げたとおりなんですけれども、10時31分に開票作業が終了した後、開票録に選挙長及び開票立会人から署名捺印をいただいた上、大阪府選挙管理委員会に点検をしてもらった上で報道に対して開票結果を伝えるというふうに決めておりましたので、その手続にのっとって発表したものでございます。

ちなみに、北河内6市の選挙管理委員会におきましても、第1回目を10時に行いまして、それ以降は30分ごとに実施する予定にしており、開票率が70%、80%、90%という形では出していないということは確認をしております。

◆吉水 委員 そうしたら他市は出していないのに、何で他市のテロップが流れるんですか。門真は全然流れなんだ。45分刻みで出す予定をしていたと、それを何で31分に済んでおりながら、45分まで待つ必要はないじゃないですか。そういう臨機応変な対応というのは何でできないんですか。まして40%前ぐらいで36.何%ぐらいとおっしゃっていましたが、それぐらいの段階で、結局、10時に1回目をしておいて、30分後にはもう開票全部済んでいるんですよ。これおかしいでしょう、誰もクレームがつかないん

ですか、こういうことは。それで、いや45分刻みでいくつもりだったから。そんなばかなことはないじゃないですか。30分過ぎたらもう済んでいるわけやからね。他市は要するに言っていないって、そんなら他市は誰が流したんですか。門真は逆に言ったら、その細かい数字はどこに発表したんですか、誰もせんでもよかったんですか。もう一回答弁ください。

◎白川 行政委員会総合事務局課長補佐 10時に第1回目の中間発表を行いまして、開票作業が終了したのが10時31分でございます。その後、選挙会につきましては、おおむね10分、15分で終了するものでございますので、10時31分の時点で未確定票を発表するよりも選挙会後に確定票を発表するべきと考えております。

また、他市では報道が出ていたということですがけれども、そのことにつきましては、選挙管理委員会ではちょっと理由はわからないものでございます。

◆吉水 委員 何かわけわからんですわね、実際に。31分に済んでいるのに、後の確認作業というのは事務的な作業じゃないですか。そうしたら当然得票というのはわかるじゃないですか。そのときに何で発表せなんだんですか。逆に言うたら、それでプラスマイナス何ぼかは当然確定ではないですよと入れておけば、何もおかしいこともないし、そういうふうな措置もできたはずですよ。それだけの融通もきかないような選挙管理委員会やから、さっきから言っているように、委員長を初めとしてわびのひとつもよう入れない、責任も誰も取らない、そういうことになるんですよ、はっきり言ったら。もうちょっと臨機応変、ちゃんとした形で、それこそ公職選挙法の第6条、このあたりをちゃんと熟知した上でもうちょっとちゃんとまともな広報、選挙管理委員会として機能させてくださいよ。これ以上言うたってもう堂々めぐりと一緒や、わけのわからん話ばかりで。ですから、これはもうよろしいわ、とりあえずね。今後こういう形で、もうちょっと本当に臨機応変な対応をできるような組織なり動きなりをしたってください。それが先ほど来言っている改良につながるんですよ。自分らでして時間が早くなりましたと、そんなことももちろんそれは一生懸命頑張ったんやろう。しかし、それよりも根元の一番肝心な市民サービスということを忘れてるよ、これははっきり言ったら。そこのところを指摘しといて、この件に関してはもうこれで結構です。